Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

Jアラートの全国一斉情報伝達訓練

日本語記事は5ページにあります。

Treinamento nacional do Sistema de Alarme “J-Alert”

Concebemos o Sistema de Alarme “J-Alert” (alerta em rede nacional de emergência) como forma de controle de danos causados por terremotos, tsunami e ataques militares. Realizaremos o treinamento de difusão em rede nacional de acordo com as informações abaixo.

▶**Data e local:** 20/2 (qua), a partir das 11:00.

▶**Atividades:** as entidades de controle de desastres naturais do municícpio farão a radiodifusão da seguinte mensagem: “Este é um teste do Sistema de Alarme J-Alert”.

※No caso de desastre ou emergência real, o treinamento será cancelado ou adiado.

▶**Inquiries:** Departamento de Segurança. Encarregado de controle de desastres (Tel: 95-0160).

J-Alert, The Nationwide Emergency Warning System Drill Will Be Held

In order to protect our people against earthquakes, tsunami, terrors, and so on, we will conduct a nationwide emergency communication exercise by using our broadcast radio system. We appreciate your cooperation for the exercise and understanding the purpose of this drill.

▶**Date:** Starting at 11:00 a.m., Wednesday, February 20, 2019

▶**Contents:** We will inform you the alert, “This is a test of J-Alert,” by using our simultaneous disaster broadcast system and disaster radio.

※If disasters occurred, the test would be called off.

▶**Inquiries:** The Safety and relief section in the protection against disasters department (Tel: 95-0160)

2月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

※不動産相談については、市役所2階　打合せ室南で行っています。

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111 内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）	消費生活センター（経済課　☎95-0195）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	2月20日㈬ 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係（☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

※法律相談は毎月1日（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から予約してください

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

このコーナーでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をご紹介しています。

【相談内容】～封書を使用した架空請求詐欺にご注意ください！～
表面に「重要」の赤いスタンプの押印があり、差出人の記載は無く、82円切手が貼られた横型の窓開き封筒が届き、開封すると従来の架空請求ハガキと同じように「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等の題名でA4サイズの通知書が1枚入っていました。

【アドバイス】昨年から全国の消費生活センターに相談が急増している架空請求詐欺はハガキを使用したものでしたが、近頃は封筒を使用した架空請求詐欺が多発しています。従来、横行している架空請求ハガキと同様で根拠のない請求です。慌てて問合せ先へ電話をしないようにしてください。不特定多数の人に送られているものなので、業者が実際に家に訪問することはありません。心当たりの無い不審な郵便物が届いたり、困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日：午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）　▶☎95-0195

【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時　▶☎052（962）0999